

『米沢市公共工事に係る発注の見通し、入札結果等の公表に関する要綱』の
一部改正について

1. 改正箇所及び改正理由

要綱第3条第1項に『(8) 概算工事規模額』を追加し、様式第1号を改正しました。

米沢市建設工事指名競争入札参加者の格付に関する規程第4条(格付の基準)より自社の等級が格付され、第5条(設計金額に対応する等級)において入札に参加できる設計金額が確認できます。

現在の様式第1号に概算工事規模額を追加することにより、同様式中『入札の時期』や『業種』を参考に、企業経営において効率的に人員や施工機械の配置計画をすることができることから、概算工事規模額を公表するものです。

2. 施行期日：平成31年4月1日

米沢市公共工事に係る発注の見通し、入札結果等の公表に関する要綱

[昭和 57 年 5 月 31 日 告示第 44 号]

最終改正 平成 30 年 10 月 25 日 告示第 212 号

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、入札制度の公正かつ適正を期するため、本市が行う公共工事（以下「工事」という。）に係る発注の見通し、指名競争入札の結果等の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表対象の工事)

第 2 条 この要綱による公表の対象となる工事は、原則として 1 件の設計金額が 130 万円を超え、市長が別に定める額以下の工事（公共の安全と秩序の維持に密接に関連する工事であって本市の行為を秘密にする必要があるものを除く。）とする。

(発注の見通しに関する事項の公表)

第 3 条 市長は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 7 条の規定により工事に係る発注の見通しに関する事項を公表する場合は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 34 号。以下「令」という。）第 5 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項として、次に掲げる事項を米沢市工事発注見通計画表（様式第 1 号。以下「発注見通計画表」という。）により毎年度 4 月 1 日以後遅滞なく公表するものとする。この場合において、市長は、少なくとも毎年度 1 回、10 月 1 日を目途として、公表した発注の見通しに関する事項を見直し、当該事項に変更がある場合には、変更後の当該事項を公表するものとする。

- (1) 工事の名称
- (2) 工事の場所
- (3) 工期
- (4) 入札等の方法
- (5) 入札等の時期
- (6) 工事の業種
- (7) 工事の概要
- (8) 概算工事規模額

(指名業者等の公表)

第 4 条 市長は、指名通知をした後、指名業者等に関する事項であって次に掲げるものについて米沢市工事指名競争入札参加業者指名一覧表（様式第 2 号）により公表するものとする。この場合において、契約が随意契約であるときは、随意契約の理由を記載した書面の写しを添付するものとする。

- (1) 指名年月日
- (2) 工事の名称
- (3) 工事の場所
- (4) 指名通知日
- (5) 閲覧貸出期間
- (6) 質問期限
- (7) 入札年月日
- (8) 監督職員の氏名
- (9) 指名業者名

(10) 指名の理由

(入札結果等の公表)

第5条 市長は、指名業者を公表して行った入札については、次に掲げる事項について入札（見積）調書（様式第3号）の写しにより公表する。

- (1) 工事の名称
- (2) 工事の場所
- (3) 入札年月日
- (4) 入札場所
- (5) 入札経過
- (6) 落札業者の名称及び落札金額又は契約業者の名称及び契約金額
- (7) 予定価格

2 市長は、法第8条第2号の規定により工事に係る契約の内容に関する事項を公表する場合は、令第7条第2項第9号及び第10号に掲げる事項として、次に掲げる事項を米沢市工事契約台帳（様式第4号。以下「工事契約台帳」という。）により公表するものとする。この場合において、変更契約があったときは、随時、変更契約により変更を行った理由を記載した書面の写しを添付するものとする。

- (1) 工事の名称
- (2) 工事の場所
- (3) 請負業者の商号又は名称及び住所
- (4) 契約年月日
- (5) 請負代金の額
- (6) 工期
- (7) 工事の概要

(公表の方法)

第6条 公表は、閲覧所を設け、又はインターネットを利用して閲覧に供する方法による。

(閲覧所等)

第7条 前条の閲覧所は、総務部契約検査課とする。

2 閲覧所における閲覧の時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

3 公表の期間は、第3条に規定する発注見通計画表については当該年度の3月31日までとし、第4条に規定する指名業者については入札の執行の翌日から当該指名決定があった日の属する年度の翌年度の3月31日までとし、第5条第1項に規定する入札結果については落札日の翌日から当該落札日の属する年度の翌年度の3月31日までとし、同条第2項に規定する工事契約台帳については契約日の翌日から当該契約日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。ただし、閲覧所における閲覧については次に掲げる日を除く。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日

(閲覧の申請)

第8条 閲覧しようとする者（インターネットを利用して閲覧しようとする者を除く。）は、米沢市工事の発注の見通し、入札結果等閲覧申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(工事に係る委託業務の場合における準用)

第9条 第2条から前条までの規定は、工事に係る調査、測量、設計、監理等の委託業務の場合に準用する。この場合において、第3条中「市長は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「法」という。）第7条の規定により工事に係る発注の見通しに関する事項を公表する場合は、

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 34 号。以下「令」という。）
第 5 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項として」を「市長は」と読み替えるものとする。

施行期日：平成 31 年 4 月 1 日

